

# つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例

	平成 11 年 4 月 1 日
改正	平成 11 年 12 月 27 日
	条例 第 22 号
改正	平成 13 年 3 月 29 日
	条例 第 2 号
改正	平成 14 年 12 月 27 日
	条例 第 2 号
改正	平成 15 年 11 月 27 日
	条例 第 3 号
改正	平成 17 年 3 月 28 日
	条例 第 10 号
改正	平成 17 年 11 月 29 日
	条例 第 12 号
改正	平成 18 年 3 月 24 日
	条例 第 2 号
改正	平成 19 年 11 月 30 日
	条例 第 5 号
改正	平成 21 年 11 月 24 日
	条例 第 1 号
改正	平成 22 年 3 月 29 日
	条例 第 3 号
改正	平成 23 年 11 月 29 日
	条例 第 8 号

## （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、同法第3条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

（平成13条例2・一部改正）

## （派遣職員）

第2条 この条例において派遣職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において同法第252条の17の規定によりつがる西北五広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員をいう。

## （給与の基本原則）

第3条 職員の給与は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、及びその職員の勤務の成果に応じたものでなければならない。

（平成13条例2・一部改正）

## （給料）

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手

当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、別表のとおりとする。

2 給料表は、第15条に規定する職員以外のすべての派遣職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、規則で定める。

(平成13条例2・平成14条例2・平成15条例3・一部改正)

(給料の支給方法)

第6条 職員の給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、規則で定める日にその全額を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からつがる西北五広域連合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第9号）第2条の規定により準用される五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年五所川原市条例第34号。以下「五所川原市職員勤務時間等条例」という。）第3条第1項、第4条又は第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(平成13条例2・平成17条例10・一部改正)

(給料月額等)

第7条 新たに派遣職員となった者の給料月額は、その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき給料月額とする。

2 法第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体に再任用された場合に受けるべき給料月額とする。

3 派遣職員を昇給し又は昇格し若しくは降格させる場合、昇給期間を短縮する場合、復職させる場合等における給料月額の調整の基準については、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないときは、五所川原市勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、五所川原市職員勤務時間等条例第11条に規定する祝日法による休日（五所川原市職員勤務時間等条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び五所川原市職員勤務時間等条例第11条に規定する年末年始の休日（五所川原市職員勤務時間等条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、

休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（平成13条例2・平成17条例10・平成22年条例3・一部改正）

（時間外勤務手当）

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。事項において同じ。）における勤務

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（平成22年条例3・一部改正）

3 前2項の規定にかかわらず、五所川原市職員勤務時間等条例第5条の規定によりあらかじめ五所川原市職員勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び五所川原市勤務時間条例第5号の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（五所川原市勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（平成22年条例3・一部改正）

5 五所川原市勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する規則で定める割合を減じた割合（正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175から同項に規定する規則で定める割合に100分の25を加算した割合を減じた割合、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る当該時間の場合は100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（平成22年条例3・一部改正）

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあり、「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（平成13条例2・平成22年条例3・一部改正）

（休日勤務手当）

第10条 祝日法による休日等及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（平成13条例2・一部改正）

（端数計算）

第11条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第12条 第8条から第10条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（時間外勤務手当等の支給制限）

第13条 第9条及び第10条の規定は、管理職手当の支給を受けるべき職員には適用しない。

（平成13条例2・一部改正）

（管理職手当等の支給）

第14条 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、別に定めがある場合を除くほか、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

2 再任用職員にあっては、前項に掲げる手当のうち通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給するものとし、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共

団体に再任用された場合に適用される規定を適用する。

（平成13条例2・一部改正）

（非常勤職員の給与）

第15条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時職員の給与は、予算の範囲内において広域連合長が別に定める。

（平成13条例2・一部改正）

（休職者の給与）

第16条 派遣職員が休職にされたときは、その者が派遣元の職員として休職にされた場合に受けるべき給与を支給する。

2 再任用職員が休職にされたときの給与の支給は、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体における再任用職員の休職者に適用される規定を適用する。

（平成13条例2・一部改正）

（給与の口座振替）

第17条 職員及び非常勤職員の給与は、その者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（給与からの控除）

第18条 派遣職員の給与から控除できるものは、その者が派遣元の職員として在職した場合

に給与から控除できることとされているものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 広域連合長は、特別の理由があると認められるときは、別表の給料表の級の最高号給を超える給料月額を支給することができる。

（平成14条例2・一部改正）

附 則（平成11年条例第7号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（平成14条例2・一部改正）

（切替期間における異動者の号給等）

2 切替日からこの条例の施行の日（附則第5項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、広域連合長の定めるところによる。

（平成14条例2・一部改正）

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び連合長の定めるこれに準ずる職員の

切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員等が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規程の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

5 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成13年条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第2号）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

2 平成15年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表によるほか派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

最高号給を超える給料月額の切替表

8 級	
旧号給等	新号給等
21号給 円 469,600	21号給 円 459,900
473,400	463,600
477,200	467,300
481,000	471,000
484,000	474,700

#### 附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年条例第10号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

#### 附 則（平成17年条例第12号）

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成17年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則（平成18年条例第2号）

##### （施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### （職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

##### （号給の切替え）

3 切替日の前日においてつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下

「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けている号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(広域連合長の定める職員にあっては、広域連合長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高号給を超える給料月額の切替え)

4 切替日の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号給等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額(つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年条例第1号。)の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で、その職務の級及び号給がそれぞれ同表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成21条例1・平成22年条例7・平成23年条例8・一部改正)

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(規則への委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

11 つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「37円」を「20円」に改める。

別表中「5級」を「3級」に、「4級」を「2級」に、「1,900円」を「2,000円」に、

「備考 宿泊料の欄中甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。」  
を

「備考

1 甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」  
に改める。

12 前項の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年12月1日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、広域連合長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成21年条例第1号）

この条例は平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年条例第7号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第14条第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第15条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち連合長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他連合長が定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して連合長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

（2）平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。